

# 環境直接支払いに関する第3次提言

2006年2月

NPO法人 民間稲作研究所

栃木県河内郡上三川町鞆堂7-2

0285-53-1133

## まえがき

農水省は 2005 年 10 月に経営所得安定対策等大綱（以下「大綱」）を発表した。この大綱は 品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策（仮称）の 3 本柱からなり、農水省は 2007 年産からの導入にむけて予算化をふくむ準備に着手するという。もともとこの大綱は 2005 年 3 月に閣議決定された新しい食料・農業・農村基本計画を受けてつくられたものであるから、その内容はおおよそ想定しうるものであった。今般の大綱が、近未来におけるわが国の農業と農村のあり方に直接的な影響を及ぼし、かつスタート地点にある環境直接支払いの方向を決めることから、民間稲作研究所としても重大な関心を払わざるを得ない。

まず、第一に指摘しなければならないのは、この大綱の 品目横断的経営安定対策が日本農業の重要な担い手である小規模農家・兼業農家を排除し、一定規模以上の農家・団体（認定農業者と特定農業団体）を対象とした所得対策に著しく偏していることである。当研究所は、2004 年 12 月の「環境直接支払いに関する第 2 次提言（以下「第 2 次提言」）」において、「規模の制限を加えない環境保全型・循環型農法の輪作体系（大豆 - 水稲、大豆 - 水稲 - 麦 - 大豆など）導入農家」をも対象とする所得対策の樹立を提唱した。その背景には、日本人の重要な食材であるにもかかわらず、有機大豆を始め、有機麦の国内生産が決定的に不足していること、有機米の格付け数量も減少してきているという事実、そして大豆を含む輪作体系が水稲の有機栽培や特別栽培（農薬・化学肥料不使用栽培）に極めて有利な条件を提供し、食料自給率の向上に大きく貢献するという認識があるからに他ならない。

このことと関連して、第二の問題は、一定規模以上の農家・団体による営農が安全な農産物を生産し、地域環境の再生に貢献するといった姿が一向に見えてこないことである。たしかに大綱では、これらの農家・団体は「国が定める環境規範を遵守する」ことが唱われている。しかし、この「規範」については「簡略すぎて、守るべき農業行為の内容が具体的ではない」といった西尾道德氏（元農水省農業環境技術研究所長）の批判（<http://libnews.ruralnet.or.jp/nishio/>）や「規範の策定過程で、農業者の意見が十分に積み上げられておらず、農業者の言葉で書かれていない」といった岸康彦氏の危惧（「農業環境支払いの潮流と地方の先進的な試み」、農業研究 18 号、日本農業研究所、2005）が寄せられており、WTO 対策として付け足し的に加えられたものという印象を免れない。

第三の問題は、この大綱の 農地・水・環境保全向上対策では「持続性の高い農業生産方式の導入による化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的取組」にたいして一定の支援（先進的営農支援）を行うとしているが、それを「共同活動」で環境保全に取り組む地域にのみに限定している点である。ここで共同活動とは「農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみ」の活動のことであり、農業者と地域住民等の多様な主体が参画する活動組織の設置が要件となっている。また、先進的営農とは「化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行から原則 5 割以上低減する技術導入」あるいは「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する環境保全に資する先進的な取組」のことである。農水省が環境保全型農業を政策

支援の対象としたのは初めてのことである。このこと自体はこれまでの運動のひとつの成果として評価できる。しかしながら、はたしてわが国のどれだけの地域で農地・水環境保全のために「農家・住民による活動組織」が設置され「共同活動」が行われるのか。さらに、そうした地域で「相当の程度のまとまりを持った」先進的営農がどれだけ存在するというのか。大綱における先進的営農への支援は二重三重の条件を課しているため、その対象が狭く限定されること、有機農業への転換を単独で必死に模索する自覚的農家を排除していること、そして最大の問題は有機農業や特別栽培を長期的に育てる視点を欠いていることである。当研究所の「第2次提言」は、自治体及び集落で地域全体を対象とした環境復元プランを策定することを提唱した。この環境復元プランでは、地域資源を掘り起こし、環境保全型農業の振興と地域水利環境の改善のための年次計画を策定し、それを順次実施することとしている。この立場は、すべての地域農民が有機栽培や特別栽培など環境再生・保全型の稲作に取り組み易い農地をそれぞれの農家が保有し、同時に導入の困難な農地も所有し耕作しているという日本的分散耕地性に鑑み、ボトムアップ型の幅広い取組としなければ成功は覚束ないという認識にもとづいている。したがって、一部のエリート地域を対象とする「大綱」の施策方式では、地域農村の可能性を閉ざし、農村に軋轢を持ち込むことになりかねないと危惧される。

以上のように、大綱で唱われている直接支払いには多くの問題が内在する。民間稲作研究所は、そうした問題を認識したうえで政策的な改善を促す立場から、ここに「環境直接支払いに関する第3次提言」を取りまとめることとした。

いま、有機農業を根幹とした環境保全型農業を求める動きは、大きな潮流となっている。2004年11月に超党派の国会議員による「有機農業推進議員連盟」が設立され、その設立趣意書では、「国民の食の安全・安心へのニーズに応え、我が国農業の持続的な発展を図るためには、化学合成物質を多投入する生産方式を改め、生産性等に留意しつつも環境負荷を軽減した生産方式（環境保全型農業）に転換することが重要であり、これは国の責務と考える。なかでも有機農業は、有機性資源のリサイクルを重視し、化学肥料と化学農薬を使用しない生産方式であることから、最も環境保全に資するものと考えられ、この推進が肝要である」と宣言された。また、2005年9月に日本有機農業学会は「有機農業推進法（試案）」を発表した。同学会と有機農業推進議員連盟は共同歩調をとりながら「有機農業推進法」を立案し、2006年通常国会に上程する予定である。

民間稲作研究所はこうした運動と強く連帯しながら有機稲作の普及によって日本農業の再建が可能であると確信し、その技術の開発に心血を注いできた。今般の画期的とも言える「経営所得安定対策等大綱」が、実効性のある環境直接支払い制度を確立し厳しい国際環境を乗り切ることを願って、第3次の提言をとりまとめてみた。関係機関の政策立案に役立て頂けることを切望する次第である。

2006年2月10日

特定非営利活動法人 民間稲作研究所

# 環境直接支払いに関する第3次提言

## 「経営所得安定対策等大綱」の具体化に向けた提言

### (1) 品目横断的政策に関する提言

WTO対策として策定された「品目横断的」直接支払いによる補助政策は2つの側面で決定的な欠陥をもつものであり、早急な政策転換が必要であると考えます。

その第1は、慣行栽培のイネ・麦・大豆等の内外価格差は単なる規模拡大では解消する見込みがないということである。直近の統計をみても米が約1.2倍、小麦が約6.2倍、大豆が6.3倍という内外価格差があり、品目別から一定規模以上の経営体へ助成を集中するとしても、自立的な経営体の創設という目標は達成されないことは火を見るより明らかであろう。

こうした慣行栽培農産物に比べ、有機農産物の内外価格差は大豆で約2.8倍、小麦で1.25倍、米が1.0倍と大豆を除けば十分に内外価格差を解消しうる技術段階にきているのである。特に大豆の跡にイネを栽培した場合は根粒菌の働きで、磷酸成分と過剰な窒素の吸着にモミガラ燻炭を投入するだけで安定した収穫が望めるのみならず、有機稲作で最も問題になる雑草防除も根粒菌の働きでコナギが発芽せず、除草労働無しの省力稲作が可能になり、内外価格差は逆転するのである。有機小麦についても過去に無農薬・有機栽培で1000<sup>キ</sup>以上の記録を達成した技術が存在した歴史があり、そうした民間技術を発掘普及すれば、内外価格差を逆転しうる水準を達成できるのである。唯一内外価格差の解消が困難なものは有機大豆である。しかし、これも、同一圃場に作付けされる米の生産費の削減効果によって、経費の吸収が可能であり、当研究所の試算では有機栽培による米・小麦・大豆の2年3作の輪作体系で5haの規模で年間所得500万円以上の自立的な経営体の実現し得るのである。

今般の「経営所得安定対策等大綱」において有機農業にあっては、4haの規模条件を必要としないとの特例を認めているが、そのことは一定の前進として評価したいが、有機農業者と特別栽培・慣行栽培農家を区別する発想ではなく、すべての意欲ある生産者に転換の容易な圃場から有機栽培に切り替える政策的誘導が必要なのであって、品目横断的直接支払いが関税外障壁として攻撃の対象となった場合、有機栽培に切り替えている圃場が多くなれば、農法のもつ環境再生機能を世界に発信することによって環境直接支払いへ全面的に切り替え、価格下落による被害を最小限に食い止めることが可能になるのである。

以上のような観点から、慣行栽培をベースにした経営規模の拡大によるコスト削減ではなく、条件の整った圃場から有機稲作や有機大豆・小麦作へ転換するための技術的、経済的支援を中心とした品目横断的直接支払いに転換して頂きたいというのが当研究所の提言の真意である。具体的には以下の緊急支援策を採用するよう提言したい。

**[ 具体的施策への提言 ]**

「品目横断的直接支払い」の他に、有機農業や特別栽培に転換する際に派生するリスクに対し、5年間を限度とした収益補填の直接支払いを実施面積に応じて支払うこと。

有機農業や特別栽培については環境再生機能の高いことに鑑み、実施面積に応じて環境直接支払いを行うこと。なお助成額の算定に関しては有機農産物の購入意欲を刺激するような市場価格を基準に、有機米・有機大豆・有機麦等の生産費調査結果に基づき、市場価格との格差を埋めるに足る水準とすること。

有機農業、環境保全型農業の実践農家で経営体としての自立の意思をもつ生産者に対してはすべて助成の対象に加えること。

JA S 有機、特別栽培などの認証経費への助成を行うこと。

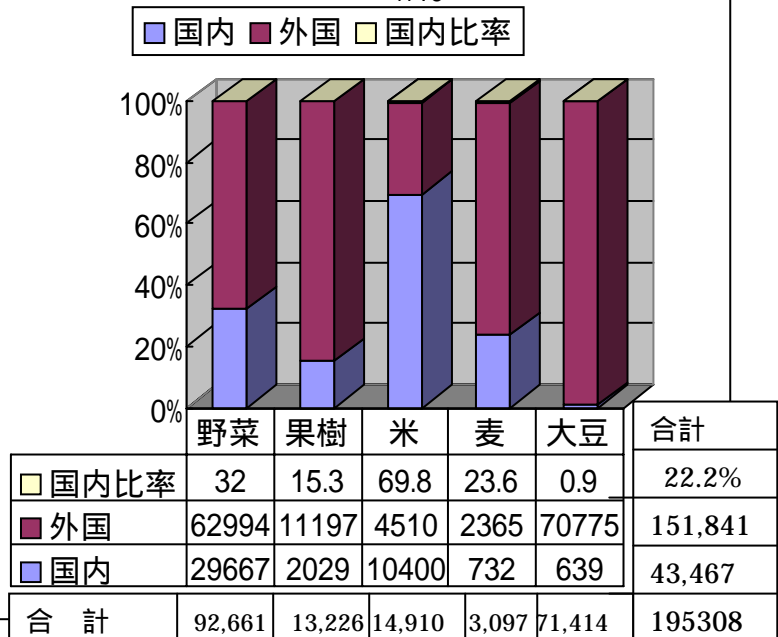
「担い手」農家を含む意欲のあるすべての農家を対象に有機農業や環境保全型農業に転換しやすい圃場からその技術を導入しやすくなるよう全ての地域で技術講習会を開催し、受講費への助成を行うとともに、導入の意思のある農家には機械器具の整備等に助成を行うこと。

大豆を作付けした跡の稲作はもっとも容易に低コストの有機稲作が可能であり、生産調整を兼ねた大豆 イネ及び大豆 - イネ - 麦の2年3作の有機農業を条件の備った圃場から導入できるよう技術普及と日本の耕地条件に適した中型汎用コンバインや選別機等の機器導入に要する経費に助成を行うこと。併せて機械器具の開発と普及にかんする支援策を開始すること。

**( 2 ) 米の生産調整政策の見直しに関する提言**

生産調整政策が実施された当初から食の安全や環境の保全にこだわった生産者は独自の生産組織を立ち上げ、販売努力を行ってきた。その結果慣行栽培米の価格低迷にも関わらず、比較的安定した価格を維持しながら需要も堅調に推移し

表3 品目別国内外格付比率  
H16



てきた。にもかかわらず、有機稲作に転換する生産者が減少し、平成 16 年産の有機米全体の格付け数量が 1 万 5 千トンありながら、国内格付けは 1 万トンそこそこに減少してしまった。こうした実態を見た場合、増産の必要性はあっても生産調整の必要はないのが現状である。

特に国内格付け比率の少ない有機大豆や有機小麦等の増産を考え、イネ・大豆又はイネ・麦・大豆の輪作を導入する意思のある生産者や生産組織にとっては、加工業者などの実需要者から生産の拡大を要請される状態が続いており、こうした要請に答えて水田の一部を大豆・麦の生産に振り向けた場合、相当面積の有機圃場への転換が必要になる。こうした生産と消費のギャップを早急に解決するために、従来から実施されてきた 20% の生産調整軽減措置を拡大し、以下のような見直しを実施するよう提言したい。

有機農産物の国内格付け比率は総合で 0.9%、野菜・果樹・イネ・麦を含めても 2.2% 弱という状態であり、麦・大豆等の飛躍的な増産とイネの栽培面積の拡大が求められる現状であることから、有機栽培に転換した圃場は生産調整枠から除外し、特別栽培に転換した圃場についても 15% の生産調整枠を免除すること。

有機栽培米の販売及び集荷は農業協同組合から独立した生産組織が担っており生産調整の必要性が生じた場合は各地域農政局の所轄による生産調整機構を立ち上げ、それぞれ該当する生産組織及び生産者代表が参加した別枠の仕組みを創設すること。

### (3) 資源・環境対策に関する提言

今般の「経営所得安定対策等大綱」のなかでもっとも斬新な政策が「資源・環境対策」であり、直接支払いの柱ともなるべき重要な施策であろう。

この施策の成否によって、水田農業の将来が決定されると言っても過言ではない。そうした観点から今般の政策内容をみると、その実施に向けた具体案の策定においてより一層の検討が必要であると考え。特に農村において環境保全や環境再生を模索する生産者はまだまだ少数であり、極めて貴重な人材である。また、比較的理解のある地域にあっても当面の経営に追われ、地域をまとめる活動を行う余裕がないというのが実態である。そうしたことを考えた場合、地域での環境や水利等への配慮をした取り組みが相当の範囲で存在することを条件に直接支払いの対象とすることは、農業者への過剰な義務の押し付けになりかねない。むしろ必要なのは地方自治体の責務として、地域をまとめあげる努力こそ要請されるのではないかと考える。こうした観点から以下のように提言する。

農地・水・環境保全向上対策の具体化に関し、各地方自治体（県及び市町

村)が中心となって地域農家や環境NPO・流通関係者などの参加による協議会を組織し、具体的な推進策を盛り込んだ地域環境再生プランを作成すること。その際、地域の環境再生にとってもっとも重要な位置を占める環境再生型の有機稲作や有機質肥料を主体とし、化学合成農薬をできる限り削減した特別栽培の導入を指向する生産者を加えた地域再生プランを策定すべきである。

地域再生プランは作目や作付け体系等を盛り込んだ具体的なものとし、そのプランを実施する農家には契約に基づいた営農作業に対し、直接支払いを実施すべきである。

地域における有機農産物、特別栽培農産物、慣行栽培農産物に対する消費者のニーズを調査し、その結果に基づいた生産計画を立案し、地域の食の自給率を向上するよう具体的な目標を策定すべきである。

環境再生プランの策定では、農道や農道と水田の法面を刈り払い等による作業によって生物の多様性を保全する方向が打ち出されたが、これに連続しカエル、蜘蛛、低地性雑草など多様な動植物の生存環境を提供している水田畦畔の刈り払い管理に対しても直接支払いによって支援し、除草剤散布を防止するような内容を盛り込むべきである。

農業者の自主的なビオトープの設置やたんぼの学校など環境教育への取り組みを地域再生プランに位置づけ、その維持管理費・開催経費を直接支払いの対象とすべきである。

地域再生プランのなかに、生徒や学生、環境保護団体等のNPOや消費者などの参加による農作業やビオトープ設置作業、調査活動などを組み込み、都市と農村の交流を促すよう、開催経費への直接支払いを行うべきである。

# 提言の説明

## 1 提言の背景

当研究所が先に発表した「環境直接支払いに関する第2次提言書」において、このまま経営規模の拡大路線が強行されると、農村環境の保全は勿論のこと、経営者の健康や食の安全も確保されず、日本農業の全面的崩壊に繋がりがねないと警告してきた。

兼業農家が多数を占める日本の農業が現状のまま推移することを肯定するつもりはないが、水稲・麦・大豆で25haを目標とする経営規模では、水田10aあたりの労働時間は25時間しかない。大規模ほ場でしかも一村に耕地が集中しない限り生物多様性の宝庫とも言われる畦畔管理は除草剤の散布で対応せざるを得ない。除草剤を使い、農薬を多用する慣行栽培の栽培体系では食の安全も環境負荷も改善されないことは「農林水産環境政策の基本方針」でも指摘されている。分散耕地を特徴とするわが国の水田経営が環境に負荷を掛けずに無理なく管理されるためには、自ずと適切な規模があり、その目安は畦畔を最低でも年5回刈り払いのできる規模であり、具体的には本州で5ha、北海道で10～15haの規模であろう。

問題はこうした規模における米価の水準である。現状のような12,000円/60kg前後で推移することを前提に考えては5haの粗収益は5,100,000円しかならず、所得率33.4%では170万円の年間所得にしかない。「経営所得安定対策等大綱」の描く経営展望はまさにこの低米価水準を現状のまま固定し、年間所得700万円を実現するために逆算した規模であろうが、生産費を割り込む低米価では兼業農家の相当数が耕作を放棄し、担い手農家に経営を委譲することになっても実現できない目標である。

問題なのは、市販の飲料水よりも安くなってしまった生産者米価を再生産が可能となるレベルまでどう引き上げるかを考えない限り、WTOやFTAなどによる関税引下げ交渉が決着する前に専業農家の経営が破綻しかねないという深刻な状況である。米価低迷の要因として消費量の減退が上げられるが、それだけではあるまい。MA米に適用されているSBSによる低米価が農協を含む流通業者の経営圧力となって仮渡し金が決定的され、一部の農家が仮渡し金を少し上回る米価で消費者に直販するケースが多くなったことから量販店を含めた流通業界の価格低迷を招くと言う構造が出来上がりつつあることである。つまり、負のスパイラル現象が働き始めたことが最大の要因である。この悪循環をどう断ち切るかの処方箋なくして、経営の安定的発展は考えられなくなった。

その切り札が環境保全型稲作としてスタートした有機栽培や特別栽培であった。食の安全や環境への負荷を無視した慣行栽培から脱却し、こだわりの米として産直を行う生産者の取り組みは大潟村などの大規模農家を始め、稲作の環境保全機能やお米の優れた栄養的価値を大切に思う生産者によって取り込まれてきたのである。特に有機稲作についてはJAS法による認証制度の発足前から民間において技術交流が盛んに行われ、慣行栽培を超える生産技術を確立してきた。同時に消費者や流通団体との直接交渉によって慣行栽培の1.8倍前後の米価を実現し、経営上の展望も切り開いてきているのである。

地方自治体のなかにもこのことに気付き、環境創造や食の安全を前面に打ち出した認証制度を立案し消費者への積極的なアピールによってまっとうな価格による地産地消を広める努力も生まれてきた。こうした展開に政策的支援を行う方向でなければ、日本の稲作の閉塞状況（負のスパイラル）は打破できないであろう。

## 2 「品目横断的」直接支払いを環境支払にシフトする政策を

こうした有機農業を始めとした環境保全型農業への転換による国内農業保全政策は、韓国において極めて明快な形で示されている。輸入農産物による米価低迷への予防策として、輸入農産物にはない環境保全機能を前面に打ち出し、国民に支持される安全性の高い農産物に生産をシフトする政策を明確に打ち出してきたのである。1999年に制定した親環境農業育成法を改正し、環境規範を遵守することを基本に「米所得等補填直払制」で1haあたり60万㌦を全農家に支払い、これに加えて有機栽培等に27万㌦、無農薬栽培に15万㌦の直接支払いを追加してまで環境創造型農業への転換をすすめている。

EU諸国に於いても国内農業の保護は関税対策から直接支払い方式に転換してきており、イギリスなどでは生垣への直接支払いなどを含め環境保全機能の高い農作業や農法への直接支払いによって国内農業を守る方向に転じてきている。

日本の政策展開もこうした国際的動向を踏まえた場合、有機農業や特別栽培に生産をシフトさせることと同時に環境保全機能の高い農作業への直接支払いを実施するのでなければ国内農業を守り、環境を再生する術を失ってしまうのではないかと。

今般の「経営所得安定対策等大綱」車の両輪のひとつとされる品目横断的な「日本型直接支払い」は韓国には許容されても高度に発展した経済大国としての日本では海外諸国の理解を得ることは困難になる可能性が高い。むしろ現段階の政策判断は世界的な趨勢となっている有機農業などの環境保全機能の高い農法への転換という視点を強調した「緑の政策」として環境直接支払いにシフトした政策を大幅に充実することが説得力のある現実的な対応であろう。

そうした視点で「大綱」を検討すると、その展開は不十分であると言わざるを得ない。確かに加入対象者に有機農業者が規模条件ではなく、経営体としての安定性をみたうえで支援対象者にカウントすることとしているが、有機農業者と特別栽培や慣行栽培を実施する農業者を峻別する発想は環境を重視した農政への移行にとって障害になる可能性が高い。

生物の多様性を活用した環境再生型の低コスト有機稲作はすべての圃場で今すぐできる農法ではない。水利条件に恵まれた圃場でなければ実施できないのである。その面積は水田面積の5～6割であろう。また野鳥との共生をめざす「冬水たんぼ」や大豆との輪作による低コストの有機稲作の実施面積も5割以下にならざるを得ない。しかもそうした条件をもつ圃場は地域の農業者によって分散して耕作されているのがわが国の特徴である。つまり、すべての農業者が低コストの有機稲作を実施できる条件をもつと同

時に、すべての圃場を有機圃場に転換することが困難な立場におかれているのである。

こうした耕地所有の特徴を踏まえた場合、有機農業者とそれ以外を区別することは不必要な壁を築き農村内に対立感情を深めることになりかねない。むしろ経営者として自立する意思をもつすべての農業者を対象に、低コストの有機稲作の技術を普及し経営全体を環境保全型に転換させ、できる圃場から国際的競争力のある環境創造型の有機稲作を強力に推進することが緊急の課題であろう。

現に、有機稲作にチャレンジする農業者の多くはいきなり経営全体を有機栽培に転換するものは少ない。販路を独自に開拓せざるを得ない状態に置かれているなかで、条件の許される圃場から徐々に転換をはじめているのが実態である。

具体的には、担い手に集中するとされる「品目横断的 direct 支払い」を規模条件ではなく環境の整った圃場から有機農業や特別栽培に転換する計画をもつ経営体のすべてに拡大し、消費者に支持され、再生産の可能な価格を実現する技術的・経営的努力を促すことが、車も両輪とされる環境対策と調和し、支援策の全体を環境支払いとして対外的にも主張しうる条件を備えることとなるであろう。

特に有機農産物については米・麦・大豆とも国内格付け比率が低下してきており、野菜・果樹を加えると20.2%（平成16年度）しかない。特に大豆に至っては0.9%と少なく、大幅な増産が求められている作目であるが生産が伸びない背景には輸入有機大豆との価格差が大きいこと。連作による収量減と病害虫の多発が問題になることが上げられる。こうした問題を解決するもっとも有力な方法として、イネ 大豆の輪作があり、大豆跡の稲作はグアノとモミガラ燻炭の投入だけで慣行栽培を超える低コストの有機稲作が可能であり、大豆についても雑草量が少なくなることや、病害虫の発生が減少し安定的な収量が見込めるのである。したがって、輸入有機大豆との価格差を埋める direct 支払いとともに、日本の耕地や農道の幅等に配慮した中型収穫機等のハード面への助成があれば大幅な増産が可能である。

有機麦についてもかつて1000キロを超える収量を上げた実績をもつ歴史があり、輸入価格を下回る生産費を実現することは十分可能である。

2年3作による有機栽培の収量水準と有機農産物の価格水準

作 目	10aあたり収量		有機栽培の 経営費（60kg）	現行の平均 庭先価格	輸入価格 （推定値）
	慣行栽培	2年3作有機栽培			
大 豆	180キロ	180キロ	25,000	22,000	7~8,000
コムギ	370	300	9,000	10,000	8,000
米	530	500	15,200	24,000	25,000

注 収量はH16年生産費調査、庭先価格・輸入価格は関係業者からの聞き取り調査による。

慣行栽培での規模拡大によるコスト削減では到底不可能な内外価格差も有機栽培に転

換することによって縮小され、内外価格差への補填という直接支払いではなく、有機栽培の環境保全機能を発揮させるための環境支払いに限定しても十分に自立しうる経営体になる可能性を持っているのである。

平成17年10月における農産物の内外価格差

作目	慣行栽培(60kg)			有機栽培(60kg)		
	経営費 (2004)	国内価格 2005,10	輸入価格 (2004年)	経営費 2005試算	国内価格	輸入価格 (推定値)
大豆	21,887	16,600	2,616	25,000	22,000	7~8,000
小麦	6,618	9,426	1,512	7,304	10,000	8,000
米	13,883	12,800	10,000	15,200	24,000	25,000

注 農水省ホームページより作成

慣行栽培の経営費はH16年生産費調査、生産者価格は平成17年10月、輸入価格は2004年統計による。

有機農産物の経営費及び国内価格は当研究所試算、輸入価格は関係業者からの聞き取り調査による。

したがって、各農家が保有し耕作する農地のなかで、こうした輪作体系の導入しやすい部分から有機栽培や特別栽培に転換するような誘導政策が緊急に求められるのである。

問題はこうした経営体が多くなった場合の販路である。すでに韓国では販路問題に直面しており、その打開策が模索されている。日本は未来を担う子供たちに最も粗悪な食べ物を食べさせてきた悪しきコスト主義がある。少子化が問題になるなかで、安さだけで給食の食材を選択する悪弊を改め、ミネラルバランスが良く、ビタミンの多く含まれる有機農産物の給食に一刻も早く切り替える必要に迫られているのである。学校給食への積極的な導入を検討することによって需要の拡大を図る時期にきている。

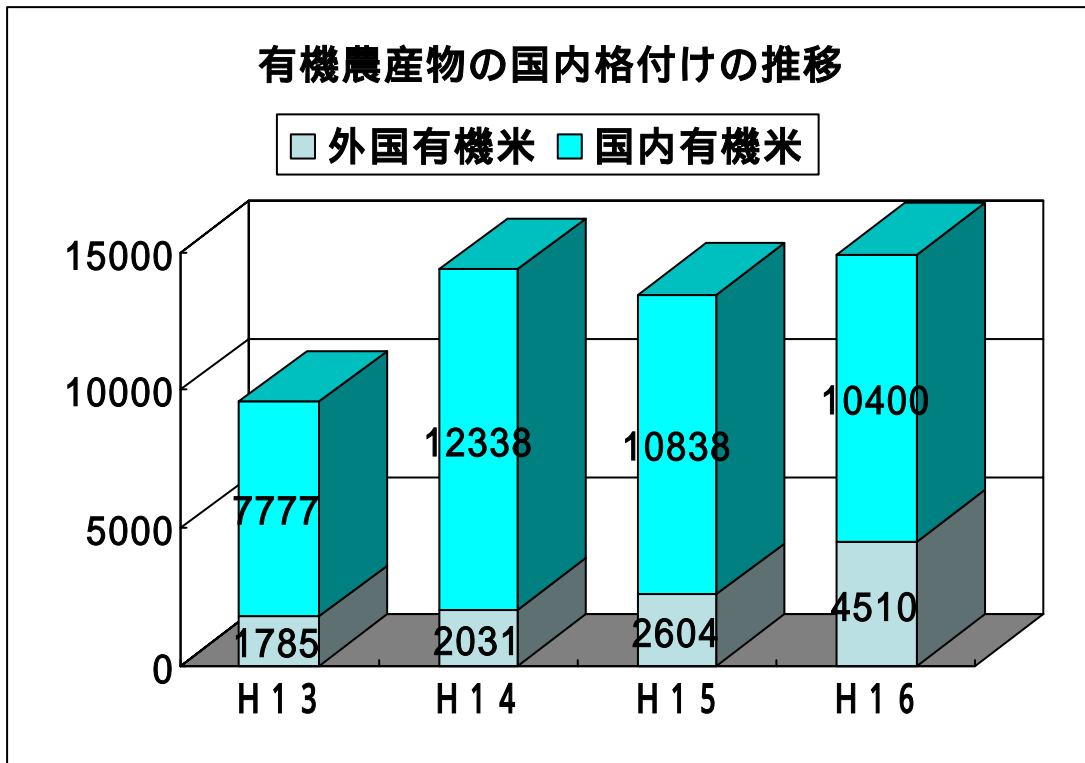
### 3 米の生産調整政策の見直しについて

昭和45年からスタートした生産調整政策は根本的に見直す時期にきているのではない。現在の生産費を下回る低米価は過剰な生産が存在するために発生している現象ではない。平成5年の米騒動を経て、日本人の多くは非常時には米食から粉食への一時避難によって食を確保する方法を学んだ。その結果平成15年の冷害年には予想に反して米価は上昇せず逆に米の消費量が減少するという結果を導いたのである。

したがって、作況指数による単なる過剰米処理では、長期的にみれば米消費量の固定化や逡減を引き起こし、一層自給率を引き下げることになりかねない。

むしろ、こうした生産調整ではなく、環境を支え、国民の健康を支える価値のある有機農業に全農家取り組み、その面積を拡大しながら、一時的な有機稲作や有機大豆・有機麦などへの転換による生産量の減少で生産調整を行いながら、日本型食生活の普及に努め

るべきであろう。



同時に、有機稲作に関しては、国内格付け比率が80%台から60%台に低下するという状態を早急に改善するために生産調整の枠外とし、特別栽培についても有機稲作への導入として15%の生産調整の免除を行いながら環境保全型農業への誘導を行い、品目横断的直接支払いが名実ともに環境支払いになるような政策的誘導を行う必要がある。

#### 4 資源・環境対策に関する提言

資源・環境対策は今般の「経営所得安定対策等大綱」の成否を握る重要な施策であると言える。それだけに、この施策が生産現場の農家に積極的に受け入れられ、実行されるよう最大限の配慮をしなければならぬ。

特に資源・環境対策の中心的テーマは農業が里山を中心に展開する第2次自然の環境を形成し、その仕事が生物の多様性を守ってきたことの意義を国が初めて公的に認めることであり、その再生と維持に係わる人々は地域住民のすべてであるとの認識を広めることにある。

なかでも、環境再生機能の高い有機栽培や特別栽培に取り組む農家については地域環境を積極的に保全し維持しようとの認識をもつ先達であって、そうした人々がすべて参加できるような配慮がなければならない。

そうした意味で、今回の施策では地域における環境維持活動が実施されている地域に特化して有機栽培や特別栽培に取り組む農家だけを対象としたことは、数少ないそうした先達の農業者を排除する可能性がある。

地域農村で求められていることは、行政を含め、地域住民のなかで多少なりとも環境の保

全の重要な社会的歴史的意義を感じ取った方々を牽引車として地域環境の再生に取り組むことであって、その陣容は決して十分な人材が存在しているわけではない。県全体で考えても2桁、自治体に至っては数名から数十名といった実態である。そうした数少ない実態に即した政策の展開が求められるのである。

兵庫県豊岡市や宮城県田尻町の事例をみても、熱心な首長の存在と熱心で粘り強い自治体職員・そしてNPOの存在を抜きにはなしえなかったステップアップの事例であり、その萌芽は数少ない人々の熱い思いからはじまることを見失ってはなるまい。